

JFA フットボールエージェント規則

定義 本規則において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

エージェンシー：一人又は複数のフットボールエージェントの事業を行うために組織された団体（あらゆる形態の法人、団体を含む）

接触：（１）依頼主との物理的、対面的な接触又は電子的な通信手段による接触
（２）家族や友人など依頼主に関連する他の個人又は組織との直接的又は間接的な接触、又は
（３）フットボールエージェントが自己に代わって他の個人又は組織を利用して（１）又は（２）の方法により依頼主と接触する行為

依頼主：フットボールエージェントに対してフットボールエージェントサービスの提供を依頼し得る選手、クラブ（代表チームのコーチに関連する場合は本協会。以下同じ。）又は監督若しくはコーチ（以下、監督及びコーチを単に「コーチ」という。）

関連フットボールエージェント：以下の各号のいずれかに該当する場合、フットボールエージェントは他のフットボールエージェントとの関係において、関連フットボールエージェントとみなされる。

- （１）当該他のフットボールエージェントと、同一のエージェンシーに所属する場合（雇用関係、業務委託関係その他の契約形態を問わない。）
- （２）当該他のフットボールエージェントと、同一のエージェンシーの取締役、株主又は共同所有者である場合
- （３）当該他のフットボールエージェントと、婚姻関係（事実上婚姻関係にある者を含む。）にある又は兄弟姉妹、親子である場合、又は
- （４）当該他のフットボールエージェントと、公式非公式を問わず、サービスの提供において複数回にわたって協働するための契約その他の取り決めを行ったことがある、又は収入若しくは利益を分配するための契約その他の取り決めを行ったことがある場合

契約クラブ：選手又はコーチ（以下、「選手等」という。）と選手契約（コーチ契約を含む。以下同じ。）を締結するクラブ（アマチュア選手の場合は選手を登録するクラブ）

フットボールエージェント：国際サッカー連盟（以下、「FIFA」という。）より、フットボールエージェントサービス提供にかかるライセンスを付与された個人。

フットボールエージェントサービス：フットボールエージェントが依頼主のために提供する又は依頼主に代わって行うサッカー関連の役務。これには、取引を成立させる目的又は意図をもって行うあらゆる交渉（そのための準備的な情報交換その他の行為を含む。）が含まれる。

権益：（１）当該法人の活動により利益を享受することができるあらゆる権利（受益権及び株主権を含むがこれに限らない。ただし、その保有者にクラブに関する事項における一票の投票権を与える通常かつ自由にアクセス可能で譲渡不能な個人的メンバーシップを除く。）又は
（２）直接間接を問わず、また公式非公式を問わず、自然人又は法人の事業に対して本質的、経済的、経営的、管理的、運営的もしくはその他の影響力を行使しうる立場にあること

その他のサービス：フットボールエージェントが依頼主のために提供するフットボールエージェントサービス以外のあらゆる役務（法的アドバイス、ファイナンシャルプランニング、スカウティング、コンサルティングの提供、肖像権の管理及び商事契約の交渉を含むがこれに限らない。）

プラットフォーム：FIFA が運営するフットボールエージェントの管理にかかるデジタルプラットフォーム

放出クラブ：契約クラブと契約しこれに登録するために、選手等を放出するクラブ

報酬：選手契約に定められた報酬の総額。これには基本報酬、契約金及び条件付報酬（例えば、出場給等の変動報酬やボーナス等）が含まれる。疑義を避けるために付記すると、これには合意された将来の移籍補償金並びに支度金を含む自動車、住居、通信費等の報酬外手当は含まれない。

エージェント契約：フットボールエージェントサービスの提供に係る書面による契約

特定取引：関係する全ての当事者が定義され特定されている取引

取引：（１）選手のクラブとの選手契約、登録又は抹消、（２）コーチのクラブとのコーチ契約、（３）選手の移籍、又は（４）選手契約の各種条件の新規設定、削除又は変更

無資格者：FIFA より、フットボールエージェントサービス提供にかかるライセンスが付与されていない者（ライセンスを有さないにもかかわらず、本協会に加盟又は登録する個人又は団体との間で、フットボールエージェントのみに許容された取引、行為、活動その他に関与し又は関与することを試みた者）

第1章 総則

（目的）

第1条 FIFA が定める FIFA フットボールエージェント規則（FIFA Football Agent Regulations）第3条の定めに基づき、本協会は FIFA の加盟国協会の義務として、日本国内におけるフットボールエージェントの活動に関して定めなければならない。本規則は、定款第50条に基づき、これを定める。

（制度の目的）

第2条 FIFA は、サッカーの移籍制度に関連するすべての事項を統制する制度上の義務を負う。これらサッカーの移籍制度の中核的な目的は、以下のとおりである。

- （１） プロ選手とクラブ間の契約の安定性を保持する
- （２） 若年選手の育成を奨励する
- （３） プロサッカーとグラスルーツとの間の連帯を促進する
- （４） 未成年者を保護する
- （５） 競技上の均衡を維持する
- （６） 競技会の規則性を確保する

2 フットボールエージェントの活動に関する規制は、フットボールエージェントの行為が、前項に定めるサッカーの移籍制度の中核的な目的及び以下の目的の双方に合致することを確実にするものである

- （１） フットボールエージェントの活動における最低限の専門的及び倫理的水準を向上させ、これを設定する
- （２） フットボールエージェントに支払われるフットボールエージェントサービスの対価（以下、「手数料」という。）を公正かつ合理的なものとすることによって、フットボールエージェントにより依頼主に提供されるサービスの質を確保する
- （３） 非倫理的行為から依頼主を保護するため利益相反を制限する
- （４） 財務上及び管理上の透明性を向上させる
- （５） サッカーの移籍制度に関する知識や経験が不足している選手を保護する
- （６） 選手、コーチ、クラブ間の契約の安定性を向上させる
- （７） 濫用的、過度で、投機的な行為を防止する

(適用範囲)

第3条 本規則は、日本国内のフットボールエージェントの活動に関して定めるものであり、以下の各号に適用される。

(1) 日本国内的な側面を有する全てのエージェント契約

(2) 日本国内の移籍（以下、単に「国内移籍」という）又は日本国内の取引に関連するあらゆる行為

2 以下の場合、当該エージェント契約は日本国内的な側面を有するものとする。

(1) 選手の国内移籍に関連する特定取引にかかるフットボールエージェントサービスを規定する場合

(2) 本協会に加盟する二つのクラブ間、又は、本協会の加盟クラブと本協会（代表チーム）の間のコーチの移籍に関連した特定取引にかかるフットボールエージェントサービスを規定する場合

3 特定取引には関連しない（すなわち、取引が生じていない段階の）エージェント契約については、当該エージェント契約を締結した時点において依頼主が本協会の登録者であるか又は日本に在住している場合、本規則が適用される。

第2章 ライセンス

(総則)

第4条 FIFA フットボールエージェント規則第4条から第10条に従い（FIFA が実施する試験に合格することを含む）、ライセンスが付与された者だけがフットボールエージェントとして活動することができる。

2 前項にかかわらず、FIFA 選手エージェント規則（FIFA Players' Agent Regulations）に基づき、過去に本協会を含む各国のサッカー協会よりライセンスを付与された者は、FIFA フットボールエージェント規則が定めるその他の要件を満たせば当該試験の受験が免除される。

3 FIFA が発行するライセンスにより、日本国内においてフットボールエージェントの活動を行うことが許可される。日本においてフットボールエージェントとしての活動を行うフットボールエージェントは、本規則を含む本協会の各種規程、規則に従わなければならない。

4 フットボールエージェントは、依頼主のための法律行為を代理する権限を有するものではなく、フットボールエージェントの法律行為は、依頼主に帰属しないものとする。

5 弁護士以外のフットボールエージェントは、事件性を有する取引（事件性が予見される取引を含む）には関与できず、かかる場合は、直ちに活動を中止しなければならない。

(適格性要件の遵守)

第5条 本協会は、フットボールエージェント又はフットボールエージェントになろうとする者が FIFA フットボールエージェント規則第5条及び第17条（ただし、第17条はフットボールエージェントに限る。）に規定する適格性要件を遵守していないおそれがある場合、FIFA に報告する。

2 本協会は、関連する情報を提供することにより前項の不遵守の可能性に関する FIFA の調査をサポートする。

第3章 フットボールエージェントとしての活動

(総則)

第6条 フットボールエージェントのみがフットボールエージェントサービスを提供することができる。

2 フットボールエージェントは、常に FIFA フットボールエージェント規則第5条及び第17条の適格性要件を満たさなければならない。

3 フットボールエージェントはエージェントを通じて営業を行うことができる。

4 以下の各号に該当する者は、フットボールエージェント又はエージェントのあらゆる活動に係る権益を持つことができない。

(1) 依頼主（全ての選手、クラブ、コーチ及び本協会）

- (2) FIFA フットボールエージェント規則第5条に基づきフットボールエージェントになるための資格を有さない者
- (3) FIFA 選手の地位及び移籍に関する規則 (FIFA Regulations on the Status and Transfer of Players) 第18条 bis 又は第18条 ter に違反して、直接間接を問わず選手の登録に関する権利を有する者

(フットボールエージェントサービス)

第7条 フットボールエージェントは、依頼主と書面によるエージェント契約を締結した後にのみ、当該依頼主のためにフットボールエージェントサービスを提供することができる。

2 フットボールエージェントのみが、フットボールエージェントサービスを提供するために、依頼主となり得る者に接触し又は依頼主とエージェント契約を締結できる。

3 エージェント契約の最長期間は2年間とする。この契約期間は、新たなエージェント契約を締結することによってのみ延長される。

4 フットボールエージェントは、同一の選手等との間で、同時に1つのエージェント契約のみを締結することができる。選手等とエージェント契約を締結する場合又は既存のエージェント契約を変更する場合、フットボールエージェントは、エージェント契約について事前に以下の対応をしなければならない。

- (1) 当該選手等に、独立の法的アドバイスの取得を検討するよう書面により通知すること
- (2) 独立の法的アドバイスを受けたか、又は、そのような法的アドバイスは必要ないと判断したか、のいずれかについての当該選手等からの書面による確認を入手すること

5 フットボールエージェントは、異なる取引に関する契約であることを条件として、同一の契約クラブ又は放出クラブとの間で、同時に複数のエージェント契約を締結することができる。

6 エージェント契約は、以下の各号の全ての必要的記載事項を含む場合にのみ有効となる。

- (1) 契約当事者の氏名
- (2) 契約の有効期間
- (3) 手数料
- (4) 提供されるフットボールエージェントサービスの内容
- (5) 契約当事者の署名

7 フットボールエージェントは、一つの取引において一方の当事者に対してのみにしかフットボールエージェントサービス及びその他のサービスを提供することができない。ただし、フットボールエージェントは、双方の依頼主から事前に書面による明示的な同意を得ることを条件に、同一取引において、選手等及び契約クラブの双方に対してフットボールエージェントサービス及びその他のサービスを提供することができる(以下、「許容される双方代理」という。)

8 フットボールエージェントは、以下の行為が禁止される。

- (1) 同一取引において、放出クラブ及び選手等のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること
- (2) 同一取引において、放出クラブ及び契約クラブのためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること
- (3) 同一取引において、すべての当事者のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること

9 フットボールエージェント及び関連フットボールエージェントは、第7項に従う場合を除き、同一取引において異なる依頼主のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供することができない。

10 フットボールエージェントサービスの提供により締結された取引における関連の移籍合意又は選手契約には、フットボールエージェントの氏名、依頼主、FIFA ライセンス番号及び署名が含まれなければならない。

11 依頼主は、フットボールエージェントを関与させることなく、自ら取引に係る交渉を行い、取引を成立させることができる。

12 関連の移籍合意又は選手契約に氏名及び署名の両方が記載されていないフットボールエージェントは当該取引に関与しなかったものと推定される。

13 エージェント契約において、以下の条項は無効となる。

- (1) 選手等がフットボールエージェントを関与させず、自ら選手契約に係る交渉を行い、取引を成立させる権限を制限する条項
- (2) 選手等がフットボールエージェントを関与させず、自ら選手契約に係る交渉を行い、取引を成立させた場合に、当該選手等に罰金その他の不利益を課す条項
- (3) 自動更新条項
- (4) その他第3項に定める最長期間を超えることを意図する条項

14 エージェント契約は、正当事由がある場合、いずれかの当事者によっていつでも終了させることができる。正当事由なくエージェント契約を破棄又は解除した当事者は、相手方に対し、その結果生じた損害を賠償しなければならない。エージェント契約を終了させる正当事由とは、当事者が、信義誠実の原則に基づき、合意した契約期間において契約関係を継続することが、もはや合理的に期待できない場合を指し、以下の場合を含むがこれらに限定されるものではない。

- (1) フットボールエージェントのライセンスが取消又は停止された場合
- (2) サッカー関連活動への参加が禁止された場合
- (3) 少なくとも1回の登録ウインドーにおいて国内海外を問わず新規選手の登録が禁止された場合

(未成年選手の代理)

第8条

1 フットボールエージェントサービスに関して、未成年選手又はその法定代理人（親等）に対する接触（それに続くエージェント契約の締結を含む）は、当該選手が満16歳（日本においてプロ契約を締結できる年齢）に達する6ヶ月前からのみ行うことができる。ただし、このような接触は、当該未成年選手の法定代理人（親等）から書面による事前の同意を得た場合のみ許容される。

2 未成年選手の代理又は未成年選手に関連した取引においてクラブの代理を希望するフットボールエージェントは、事前に、FIFAが定める専門能力開発コース（Continuing Professional Development、以下、「CPD」という。）を修了しなければならない。

3 フットボールエージェントと未成年選手との間のエージェント契約は、以下の各号の全ての条件を満たした場合のみ有効となる。

- (1) 本規則第7条第6項に規定する必要的記載事項を満たすこと
- (2) フットボールエージェントが本条第1項及び第2項を遵守していること
- (3) 未成年選手及びその法定代理人（親等）により署名されていること

4 フットボールエージェントが、本条第1項に違反した場合、最低でも、罰金及び2年以内のライセンス停止の懲罰が科される。

(手数料)

第9条

1 フットボールエージェントは、エージェント契約において合意した手数料を依頼主に請求することができる。

2 エージェント契約に基づく手数料の支払いは、依頼主によってのみ行われるものとする。依頼主は、当該支払いの権限を第三者に付与する契約を締結することはできない。

3 フットボールエージェントに対する手数料の支払いは、請求書に基づくものとする。

4 フットボールエージェントは、手数料が事前にエージェント契約に規定されたサービスに対応するものであり、かつ、当該フットボールエージェントサービスが実行された時点において当該エージェント契約が有効である場合に限り、手数料を受取ることができる。

5 選手契約の期間がエージェント契約の期間より長い場合、交渉された当該選手契約が依然として有効であること、かつ、当該エージェント契約において当該エージェント契約の満了後も手数料を受取る権利につき依頼主との間に明示的な合意があることを条件として、フットボールエージェントは、当該エージェント契約の満了後も手数料を受取ることができる。

6 手数料の支払いは、関連の登録ウインドーの終了後、交渉された当該選手契約の期間について、3か月毎に分割して支払われるものとする。

7 選手等が実際に受け取った報酬のみが、手数料の支払対象となり、当該手数料は日割り計算されるものとする。

8 選手契約の期間が6か月未満の場合、選手契約の満了後に一括で支払われるものとする。

9 フットボールエージェントは、未成年選手に対して、又は、未成年選手に関連した取引に関して、フットボールエージェントサービスを提供する場合、当該未成年選手が最初にプロ契約を締結する場合か又はそれに続くプロ契約を締結する場合を除いて、手数料を受取ることはできない。

10 本規則第7条第7項に定める許容される双方代理に基づき、フットボールエージェントが同一の取引において契約クラブと選手等の双方のために活動する場合、契約クラブは手数料総額の最大50%までを支払うことができる。

11 放出クラブは、放出クラブに支払われるべき移籍補償金の各分割額の受領後にフットボールエージェントに対し手数料を支払うものとする。放出クラブは、当該各分割額の受領について、当該フットボールエージェントに通知するものとする。

12 フットボールエージェントは、以下の場合、交渉された当該選手契約から生じる、支払期限の到来していない手数料について受領する権利を有しないものとする。

(1) 交渉された当該選手契約の期間が満了する前に、選手等が他の契約クラブに移籍した場合

(2) 交渉された当該選手契約が正当事由なく選手等により早期に解除され、かつ、当該解除時に当該フットボールエージェントが当該選手等のフットボールエージェントである場合

13 フットボールエージェントへの手数料の支払いは、FIFAが定めるFIFAクリアリングハウス規則

(FIFA Clearing House Regulations) に従い、FIFA Clearing Houseを通じて行われるものとする。ただし、本規則の発効時に、同規則において手数料の支払いについて規定されていない場合、同規則において規定されるまでの間、フットボールエージェントに対し直接支払いがなされるものとする。

(手数料の上限 (上限料率))

第10条

1 手数料は、以下に基づき計算される。

(1) 選手等又は契約クラブのエージェントである場合：選手等の報酬を基準とする。

(2) 放出クラブのエージェントである場合：当該取引の移籍補償金を基準とする。

2 一つの取引におけるフットボールエージェントサービスの手数料の上限 (上限料率) は、単独の依頼主に対するフットボールエージェントサービスが何名のフットボールエージェントによって提供されたかにかかわらず、以下のとおりとする。

依頼主	手数料の上限 (上限料率)	
	選手等の年間報酬の2500万円以下の部分	選手等の年間報酬の2500万円を超える部分
選手等	選手等の報酬の5%	選手等の報酬の3%
契約クラブ	選手等の報酬の5%	選手等の報酬の3%
契約クラブ及び選手等 (「許容される双方代理」)	選手等の報酬の10%	選手等の報酬の6%
放出クラブ (移籍補償金)	移籍補償金の10%	

上記に関連し、疑義を避けるために、以下の通り明確化する。

(1) エージェント契約における手数料の上限 (上限料率) は、選手等の固定報酬 (基本報酬等) のみを基に計算されるものとし、条件付報酬 (出場給等の変動報酬や賞金、ボーナスその他) はこれに含めない。

(2) 前号に定める上限料率に関して、選手等の年間の固定報酬 (基本報酬等) のうちの2500万円を超える場合、2500万円までの部分には5%の上限料率が適用され、2500万円を超える部分には3%の上限料率が適用されることになる。すなわち、個々のエージェント契約において適用され

る上限料率は、選手等の年間の固定報酬（基本報酬等）の金額により3%から5%の間の値のいずれかの値で定められることになる。

- (3) フットボールエージェントと選手等は、前号に従い定められる上限料率を上限として、当該エージェント契約において手数料の料率（以下、「実行料率」という。）を決定する。手数料は、選手等の年間の報酬（固定報酬のほか、条件付報酬（出場給等の変動報酬や賞金、ボーナスその他）が含まれる。）に実行料率を乗じることにより計算される。
- (4) 「許容される双方代理」の場合は、各依頼主に対して前2号に従い定められる上限料率が適用される。
- (5) 本条における報酬には、消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金が含まれるものとする。
- (6) 移籍補償金の計算において、以下の各号に定める金銭は移籍補償金に含めない。
 - ① 当事者間の正当事由の無い契約解除にかかる紛争において決定機関が決定した損害賠償金
 - ② セルオンフィー

3 前項の表の基準額（2500万円）は、FIFAフットボールエージェント規則第15条第2項が定める20万米ドルに相当する金額として定めるものである。本協会は、為替レートの変動により、当該基準額がFIFAが定める基準額から乖離した場合等は、当該基準額を見直すものとする。

4 選手等の報酬が日本円以外の通貨に基づく場合は、第2項の表の基準額（2500万円）をそれぞれ以下のように読み替えて適用するものとする。

- (1) 米ドルの場合： 20万米ドル
- (2) 米ドル以外の外貨の場合： 当該選手契約等の締結時点の為替レートにより20万米ドルを換算した金額

5 フットボールエージェント又は関連フットボールエージェントが取引前の24か月間又は取引後の24か月間において当該取引に関わる依頼主のためにその他のサービスを提供した場合、当該その他のサービスは、そうでないことを証明されない限り、当該取引において提供されたフットボールエージェントサービスの一部であると推定されるものとする。

6 フットボールエージェント又は依頼主若しくはその両者が前項の推定について反証できない場合、その他のサービスのために支払われた料金は、当該取引において提供されたフットボールエージェントサービスのために支払われた手数料の一部とみなされる。

（権利と義務）

第11条 フットボールエージェントは、依頼主との間で、本規則第7条第6項に規定する必要的記載事項を含む書面によるエージェント契約を締結した場合に、当該依頼主に対してフットボールエージェントサービスを提供することができる。

2 フットボールエージェントは、依頼主が他のフットボールエージェントと専属的エージェント契約を締結している場合、当該専属的エージェント契約の有効期間満了前の2ヶ月間を除いて、当該依頼主に接触することはできず、かつ、当該依頼主との間でエージェント契約を締結することもできない。

3 フットボールエージェントは、以下の各号の義務を負う。

- (1) 常に依頼主の最善の利益のために行動すること
- (2) FIFA、大陸連盟及び加盟国協会の規約、規則、通達及び決定等を尊重し遵守すること
- (3) フットボールエージェントサービスの提供において利益相反を回避すること
- (4) フットボールエージェントサービスの提供により締結された契約書に、自身の氏名、ライセンス番号、署名及び依頼主の氏名が含まれることを確実にすること
- (5) ライセンス保有中は、FIFAフットボールエージェント規則第5条及び第17条に定める適格性の要件を常に満たすこと
- (6) FIFAフットボールエージェント規則第7条及び第17条に従い、期限内に、FIFAに対し年間のライセンス料を支払うこと
- (7) FIFAフットボールエージェント規則第9条及び第17条に規定に定めるCPD要件を遵守すること
- (8) 本条に定める開示及び報告に係る義務を遵守すること

- (9) 本規則又は FIFA、大陸連盟、加盟国協会の各種規程・規則若しくは行動規範の違反について関連機関に直ちに報告すること
- (10) 以下の各号に定める行為又は事項が生じた場合、その発生から 14 日以内に、プラットフォームにおいてこれが要求する関連の書類（関連の契約書を含む。）及び情報をアップロードし又は提供すること
 - ① エージェント契約を締結、変更または解除したとき（提出すべき書類：当該エージェント契約及び関連の契約）
 - ② 依頼主との間で、エージェント契約以外の契約（その他のサービスに関連した契約書を含む。）を締結したとき（提出すべき書類：当該エージェント契約以外の契約）
 - ③ 手数料の支払いを受領したとき
 - ④ エージェント契約以外の契約に関連した支払いを受領したとき
 - ⑤ 他のフットボールエージェントとの間で、フットボールエージェントサービスの全部又は一部にかかる役務提供において協働し又は利益を分配するためのあらゆる契約上又はその他の手配を行ったとき
 - ⑥ フットボールエージェントの FIFA フットボールエージェント規則第 5 条及び第 17 条に定める適格性の要件に影響を与え得る事項が生じたとき
 - ⑦ 依頼主又は他のエージェントとの間で和解にかかる合意を締結したとき
- (11) 前項に加え、フットボールエージェントがエージェンシーを通じて業務を行っている場合、以下の①②の情報を当該エージェンシーが関与する最初の取引から 14 日以内に、その情報に変更があった場合には、③の情報を発生してから 30 日以内にプラットフォームにそれぞれアップロードし又は提供しなければならない。
 - ① 当該エージェンシーの持分保有構造、持分権者の情報、持分保有比率その他受益権者の情報
 - ② フットボールエージェントの事業を行うために同一のエージェンシーを利用するフットボールエージェントの数及びその氏名
 - ③ 当該エージェンシーに関連して過去に提出した情報についての変更内容
- 4 フットボールエージェントは、以下の各号の行為に関与してはならず、また関与を試みてはならない。
 - (1) 選手等に、選手契約を正当事由なく早期に解除するよう誘導し又は選手契約上の義務に違反するよう誘導する意図をもって、取引を検討する当事者間に、接近し、交渉に入り、又は何らかの措置、勧誘を行い若しくは手段を問わず議論を促進させること（メディアへの発言を含む。）
 - (2) 以下に該当する者に対して、直接間接を問わず、不当な個人的、金銭的その他の利益を申出又は支払うこと
 - ① フットボールエージェントサービスに関係する加盟国協会又はクラブの役員又は従業員
 - ② フットボールエージェントとのエージェント契約に関連する選手等（又はその家族、法定代理人若しくは友人）
 - (3) 依頼主に対し、重要な事実を隠蔽すること（以下を含むがこれに限定されない。）
 - ① 利益相反（利益相反が疑われるものも含む。）を申告しないこと
 - ② 依頼主に対してなされた書面によるオファー（通信手段を問わない。）について報告しないこと
 - (4) 依頼主に対し、本来フットボールエージェントサービスの対価として支払われるべき手数料をその他のサービスに係る費用に割り当てるなどして、直接的又は間接的に本規則に定める上限を回避すること
 - (5) 選手のクラブ間の移籍に関連して支払われるべき移籍補償金又はトレーニング補償金等の支払いを受領すること。
 - (6) 選手の将来の移籍にかかる権利を保有すること
 - (7) 直接間接を問わず、FIFA 選手の地位及び移籍に関する規則に定義されるブリッジ移籍に関与すること
 - (8) 直接間接を問わず、FIFA 選手の地位及び移籍に関する規則第 18 条 bis 又は第 18 条 ter に違反して、選手の登録に関する権利を所有し又は保持すること
 - (9) その他本規則に違反すること
- 5 開示と報告に関連して、フットボールエージェントは以下を遵守しなければならない。

- ① 依頼主に関連して受け取った書面によるオファー（通信手段を問わない。）を、直ちに依頼主に知らせること
- ② 依頼主からの要請に基づき、関連のエージェント契約又はその他のサービスに関するその他の契約書の写し、選手契約又はフットボールエージェントサービスに関連して入手したその他の書面の写し、フットボールエージェントが関与した取引に関連して、フットボールエージェントに支払われるあらゆる種類の支払いに係る詳細な予定表を依頼主に提供すること
- ③ あらゆる形式、あらゆる種類の情報提供の要請に関して、要請に基づき、各加盟国協会、大陸連盟、FIFA の関連機関に協力すること

（継続的なライセンス要件の遵守）

第12条

- 1 フットボールエージェントが以下の各号のいずれかに該当した場合、同人のライセンスの自動的停止という暫定的措置がとられる。
 - (1) 適格性の要件を満たさなくなった場合
 - (2) プラットフォームにおいて指定された期限内に FIFA にフットボールエージェントにかかる年間ライセンス料を支払わない場合
 - (3) 当該年度における CPD 要件を遵守していない場合
 - (4) 報告義務を遵守しない場合
- 2 FIFA 事務局は、前項各号の事項を遵守しているか否か調査する責任を負う。
- 3 フットボールエージェントが第1項第1号に該当した場合、FIFA 事務局は、同人に対し、適格性の要件を満たしていないと考える根拠とともに自動的な暫定的ライセンス停止を通知し、懲罰を決定するために FIFA 規律委員会 (FIFA Disciplinary Committee) に付託する。
- 4 第1項第2号から第4号のいずれかに該当した場合、FIFA 事務局は、フットボールエージェントに、当該不遵守と自動的な暫定的ライセンス停止を通知する。ライセンスの自動的停止という暫定的措置が取られてから60日以内に当該フットボールエージェントが当該不遵守を是正しない場合、そのライセンスは取り消されるものとする。

第4章 選手等及びクラブの権利と義務

（権利と義務）

第13条

- 1 選手等又はクラブは、自ら取引を行わないとした場合、フットボールエージェントサービスを行わせるためにフットボールエージェントを使用することができる。
- 2 選手等又はクラブは、本規則に定められた適時の方法により、エージェント契約、選手契約及び移籍合意（該当する場合）に従い、フットボールエージェントと合意した手数料を支払わなければならない。
- 3 選手等又はクラブは、エージェント契約を締結する前に、フットボールエージェントが FIFA から適切にライセンスを受けていることを確認しなければならない。
- 4 選手等又はクラブは、各加盟国協会、大陸連盟、FIFA の関連機関が行うフットボールエージェントに関する要請について、これらの機関に協力しなければならない。
- 5 選手等又はクラブは、フットボールエージェントに対し、当該選手等またはクラブによって又はこれに関して行われたあらゆる種類の支払い（すべての報酬、手数料、費用を含む。）の詳細を記した予定表を要求することができる。
- 6 クラブは、自らが依頼主である場合、以下の各号に定める行為又は事項が生じたとき、その発生から14日以内に、本協会が別に定める運用基準に従い、関連の書類（関連の契約書を含む。）及び情報を提供しなければならない。
 - (1) エージェント契約を締結、変更または解除したとき（提出すべき書類：当該エージェント契約及び関連の契約）
 - (2) フットボールエージェントとの間で、エージェント契約以外の契約（その他のサービスに関連し

た契約書を含む)を締結したとき(提出すべき書類:当該エージェント契約以外の契約)

(3) エージェント契約に関連した手数料の支払いを行ったとき

(4) エージェント契約以外の契約に関連した支払いを行ったとき

7 選手等又はクラブは、本規則の違反について、FIFA、大陸連盟又は加盟国協会に直ちに報告しなければならない。

8 選手等又はクラブ(クラブの役員を含む。)は、以下の各号の行為に関与できず、また関与を試みることもできない。

(1) フットボールエージェントサービスを行わせるために、無資格者を使用し又は指定すること

(2) フットボールエージェントから不当な個人的、金銭的又はその他の利益を受取る又は要求すること

(3) 直接間接を問わず、フットボールエージェント(その家族又は関係者等を含む。)に、合意した手数料以外のあらゆる種類の対価を与える、提供する、又は提供しようとする事又はそれらの約束をすること

(4) (クラブの場合のみ:)選手等がフットボールエージェントを選ぶ自由を妨害し又は影響を与えること

(5) 本規則に定めた手数料の上限に係るルールを直接的又は間接的に回避し又はこれを幫助すること

(6) FIFA フットボールエージェント規則第11条第4項及び本規則第6条第4項に従い、フットボールエージェントのエージェンシー又は活動に権益を持つこと

(7) (クラブの場合のみ:)直接的又は間接的に、選手等がフットボールエージェントとのエージェント契約の条件に違反するよう誘導又は強要すること

(8) 本規則に違反した場合の速やかなFIFA及び本協会への報告義務を怠ること

(9) フットボールエージェント又はそのエージェンシーに対し、選手又はクラブ自らに関する権益を保有させること

(10) その他本規則の違反に該当する関与をすること

第5章 開示と公表

(開示と公表)

第14条 FIFAは、以下の情報を利用可能なものとする。

(1) フットボールエージェントの名称と詳細

(2) フットボールエージェントがエージェント契約を締結する依頼主、エージェント契約が専属的な契約か否か、及びエージェント契約の有効期間満了日

(3) 各依頼主に提供されるフットボールエージェントサービス

(4) フットボールエージェント及び依頼主に科された懲罰

(5) 支払われた手数料額の合計を含むフットボールエージェントが関与する取引の詳細

第6章 紛争

(国際的紛争事案)

第15条

1 国際的紛争事案(FIFAフットボールエージェント規則第2条第2項に定める国際的な側面を持つエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争)については、FIFAの規則に従い、FIFAフットボール裁判所のエージェント室(the Agent Chamber of the Football Tribunal)がその紛争に係る解決を行う管轄権を有する。

(国内的紛争事案)

第16条 国内的紛争事案(本規則第3条に定める国際的な側面を持たないエージェント契約に起因し又は

それに関連して発生する紛争)については、本協会裁定委員会がその紛争に係る解決を行う管轄権を有するものとする。

2 前項に関し、本協会裁定委員会は、原則として、紛争の原因の発生から2年以上経過した事案については取り扱わないものとする。その他国内的紛争事案の解決に係る規則は別に定める。

第7章 懲罰

(国際的懲罰事案)

第17条 国際的懲罰事案 (FIFA フットボールエージェント規則第2条第2項に関連した懲罰事案) については、FIFA 規律委員会(The FIFA Disciplinary Committee)又はFIFA 倫理委員会(FIFA Independent Ethics Committee)が、FIFA フットボールエージェント規則、FIFA 懲罰規程(FIFA Disciplinary Committee)及びFIFA 倫理規程(FIFA Code of Ethics)に従い、その懲罰を科す権限を有する。

(国内的懲罰事案)

第18条 国内的懲罰事案 (本規則第3条に関連した懲罰事案及びその他フットボールエージェントの行為のうちFIFAの管轄に服さないもの全てを含む)については、本協会規律委員会が、本規則、懲罰規程及びその他各種規程・規則に従い、その懲罰を科す権限を有する。

2 本規則に基づき懲罰の対象となる者は、フットボールエージェント(同人が所属するエージェンシーを含む)、選手等、クラブ、その他本協会に加盟又は登録する個人又は団体及び無資格者とする。

3 本協会事務局は、本規則の遵守にかかる状況について以下のとおり監視するものとする。

(1) 当事者は、本協会事務局からの依頼に基づき、保有する文書、情報その他形式を問わないあらゆる資料(本協会からの依頼時点で保有していないが入手可能なものを含む。日本語以外の文書はその日本語訳を添付する。)を提供するよう全面的に協力しなければならず、これに従わない場合、当事者には本協会規律委員会による懲罰が科され得る。

(2) 前号に係る本協会事務局からの依頼は、本協会又はFIFAに登録された当事者の電子メールアドレスに電子メールが発信された時点で、有効に通知されたものとみなされる(その他の電子的な手段による場合も同様とする。)

(3) 本協会事務局は、調査後、懲罰規程及びその他関連規則に基づき、本規則の不遵守について本協会規律委員会に調査、審議、懲罰の決定を依頼するものとする。

(4) 本協会事務局は、違反行為に該当する、又は該当することが疑われる者に対し、警告を発する等して是正を求めることができる。本協会事務局は、フットボールエージェントによる違反行為又は不遵守が明白かつ重大な場合は、規律委員会の決定までの期間について、当該フットボールエージェントに対して暫定的な活動停止を命じることができる。

(5) 無資格者がフットボールエージェントサービスに関与し、又は、関与を試みた場合、当該無資格者を利用又は指定した個人及び団体が懲罰の対象となるほか、当該無資格者に対しても懲罰が科される。無資格者に対する懲罰は、懲罰規程第4条各項各号に定めるものに加え、一定期間、無期限又は永久的に同人の登録を認めない措置を含むものとする。

第8章 附則

(定めのない事項)

第19条 本規則に定めのない事項及び本規則に影響を及ぼす不可抗力事由が生じた場合の取扱いは、理事会が定める。

(改正)

第20条 本規則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

(施行)

第21条 本規則は、2023年10月1日から施行する。

2 選手等又はクラブは、2023年10月1日以降の全ての取引に関して、ライセンスを付与されたフットボールエージェントのみを利用又は指定することができ（本規則第6条第1項）、無資格者の利用又は指定は禁止される。

3 本規則の施行に伴い、本協会の「仲介人に関する規則」（2015年4月1日施行）は廃止される。

フットボールエージェントの国内的紛争事案の解決に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、JFA フットボールエージェント規則（以下、「エージェント規則」という。）第16条に基づき、フットボールエージェントに関する国内的紛争事案（エージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争のうち、エージェント規則第3条に定める国際的な側面を持たないもの。以下同じ。）の解決に関して定める。

(裁定委員会による紛争解決)

第2条 裁定委員会は、当事者の申請に基づき、フットボールエージェントにかかる国内的紛争事案の解決を行う管轄権を有するものとする。

(当事者)

第3条 前条に定める裁定委員会による紛争解決の手続きの当事者となれる者は、本協会に登録若しくは加盟する選手、監督及びコーチ（以下、監督及びコーチを単に「コーチ」という。）、クラブ（代表チームのコーチに関連する場合は本協会。以下同じ。）又はフットボールエージェントとする。

(決定の拘束性)

第4条 エージェント規則及び本規則に従って為された裁定委員会の決定は最終であり、当事者が基本規則第10条に基づき、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）に対して不服申立てを行う場合を除き、当該紛争の当事者に対して拘束力を持つ。

2 当事者が、前項の裁定委員会の決定を遵守しない場合、本協会の決定に対する不遵守とみなされ、懲罰規程に基づき懲罰が科されるものとし、この場合、規律委員会が所管する。

(手続の開始)

第5条 紛争解決に関する裁定委員会の手続は、当事者による申請があり、裁定委員会の事務局（以下、単に「事務局」という。）がこれを受理した場合に開始する。

(紛争解決の申請)

第6条 裁定委員会による紛争解決の申請を行う者（以下、「申請人」という。）は、次の各号の事項を記載又は添付した申請書を事務局に提出するものとする。

- (1) 申請人の氏名、電話番号、電子メールアドレス及び住所
- (2) 当該紛争の相手方（以下、「被申請人」という。）の氏名、電話番号、電子メールアドレス及び住所
- (3) 請求の要点及び詳細
- (4) 請求及び主張を裏付ける証拠
- (5) 委任状（代理人に代理させる場合）
- (6) 申請料の支払い証明書

(申請料)

第7条 申請人は、申請料として11万円(消費税等込)を、申請と同時に、事務局が指定する方法にて納付しなければならない。

2 被申請人が答弁において反訴を含める場合、被申請人も前項と同額の申請料を、事務局が指定する方法にて納付しなければならない。

3 本条に定める申請料は、本規則に別段の定めのある場合を除き、理由のいかんにかかわらずこれを返金しないものとする。

(申請の受理)

第8条 第6条に基づき申請がなされた場合、事務局はその内容を精査するものとする。

2 申請及びその対象となる紛争事案が、以下のすべてを満たしている場合、事務局はこれを受理し、手続きを進めるものとする。

(1) 第6条に定める申請書の要件がすべて満たされていること

(2) 第9条に定める不受理の事由のいずれにも該当しないこと

(3) 裁定委員会が当該紛争事案について管轄を有することについて疑義がないこと

3 提出された申請書(添付された証拠等を含む)に不備がある場合、事務局は申請人に対して合理的な期間を与え、その訂正を求めるものとする。この場合に、申請人が期限内に当該不備を訂正しなかった場合、当該申請は取り下げられたものとみなされ、当該申請の対象となる事案について再申請はできないものとする。

4 当該申請において紛争の原因とされたエージェント契約又は取引等が国際的側面を持つ可能性があるために裁定委員会の管轄について疑義がある場合、事務局は、当該申請を申請者に差し戻すものとする。この場合、申請者は、FIFA規則に基づき、FIFAに対して紛争解決を求めるものとし、FIFAからFIFAの管轄の不存在を認める旨の正式な見解を得た場合にのみ、事務局は、当該申請を受理するものとする。

(申請の不受理)

第9条 申請が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、事務局は当該申請を受理しないものとする。

(1) 申請人が不当な目的により申請したものと認められるとき

(2) 申請人が当該申請の対象となる権利又は権限を有しないと明らかに認められるとき

(3) 申請人若しくは被申請人又はその両方が、本協会に登録若しくは加盟する選手、コーチ、クラブ又はフットボールエージェントのいずれにも該当しない場合

(4) 申請人若しくは被申請人又はその両方が、当該紛争の当事者としての適格性を有さないことが明らかなる場合

(5) 紛争解決に必要な問題に対する判断を求める申請と認められるとき

(6) 申請の対象となる事案について、裁判所その他の機関において既に判決その他の終局的な判断がなされているか、又は、訴訟・調停等の手続が係属中であるとき

(7) 紛争の原因の発生から2年以上経過しているとき

(8) 前各号に掲げるもののほか、裁定委員会による紛争解決が適当でないと認められるとき

(被申請人に対する通知及び答弁書)

第10条 第8条第2項に基づき、事務局が申請を受理した場合、事務局は、被申請人に対しその旨を通知するとともに、申請人から提出された申請書(添付された証拠等を含む)を被申請人に送付するものとする。

2 前項の通知を受けた被申請人は、事務局が指定する期限までに、事務局に対し次の各号の事項を記載又は添付した答弁書を提出するものとする。

- (1) 被申請人の氏名、電話番号、電子メールアドレス及び住所
- (2) 答弁(請求への反論)の要点及び詳細
- (3) 被申請人の主張を裏付ける証拠
- (4) 委任状(代理人に代理させる場合)
- (5) 申請料の支払い証明書(答弁に反訴を含める場合のみ)

3 被申請人の答弁が反訴を含む場合、被申請人は申請料11万円(消費税等込)を、答弁書の提出と同時に、事務局が指定する方法にて納付しなければならない。

4 被申請人が、第2項に基づき事務局が指定した期限までに答弁書を提出しない場合、事務局は最終の期限を設けたうえで、再度、被申請人に対し、当該最終の期限までに、答弁書を提出するよう求めるものとする。この場合に、被申請人が答弁書を提出しない場合、被申請人の答弁(請求への反論)は無いものとみなされる。

5 事務局は被申請人から提出された答弁書(添付された証拠等を含む)を申請人に送付するものとする。

(書類提出手続の終結)

第11条 事務局は、申請人及び被申請人から提出された書類を精査し、書類提出手続きを終了するか、又は、当事者に二度目の書類提出を求めるかどうかを決定するものとする。なお、原則として、三度目の書類提出の機会の付与は行われぬものとする。

2 書類提出の機会は、申請者及び被申請人に対し、同回数与えられるものとする。

3 前項にかかわらず、事務局は、申請人若しくは被申請人又はその両方に対して、追加の資料を請求することができる。

4 事務局は、書類提出手続きを終了する場合、書類提出手続の終了及び裁定委員会の開催を申請人及び被申請人に通知する。

(裁定委員会による審議及び決定)

第12条 前条に定める書類提出手続の終了後、裁定委員会が開催され、当該申請された紛争事案について審議するものとする。

2 裁定委員会は、原則として、申請人及び被申請人から提出された書類のみに基づき紛争解決にかかる審議及び決定を行うものとし、口頭による弁論又は聴聞等は行わないものとする。

(手続き費用)

第13条 裁定委員会による紛争解決においては、裁定委員会における審理にかかる費用として、別表1を基準として算出される手続き費用が生じるものとし、これらは、第3項に従い、当事者(申請人及び被申請人)が負担するものとする。

2 既に支払われた申請料は、前項の手続き費用には含まれない。

3 裁定委員会は、紛争解決の決定において、当該申請人による申請（請求）の成功の度合いに応じて、当事者間における手続き費用の負担の割合を決定するものとする。

4 前項の定めにかかわらず、当事者が決定理由の開示を求めない場合、当該当事者が負担すべき手続き費用の支払いは免除される。

（決議）

第14条 紛争解決にかかる裁定委員会の決定は、3名以上の委員が出席し、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

2 前項にかかわらず、係争額が200万円以下の事案については、裁定委員会の委員長は、単独で紛争解決の決定を行うことができる。

（決定通知）

第15条 裁定委員会は、当事者に対し書面にて紛争解決にかかる決定の内容について通知する。この場合、決定理由は付記されず、決定の内容（主文）のみが通知されるものとする。

2 決定理由は、当事者のうちのいずれか又は両方がその開示を請求した場合にのみ通知されるものとする。この場合、決定理由の開示を請求する当事者は、決定の通知日から10日以内（通知日を含む）に、当該当事者が負担すべき手続き費用を納付したうえで、事務局に対し電子メールにより、決定理由の開示を求めると及び手続き費用を納付したことを通知しなければならない。

4 当事者が、前項に定める期限内に決定理由の開示を求めなかった場合（当該当事者が負担すべき手続き費用を期限内に納付しなかった場合を含む）、裁定委員会の第1項の決定は最終かつ拘束力を持つものとなり、当事者はCASに対する不服申立ての権利（第18条参照）を放棄したものとみなされる。

（申請の取下）

第16条 申請人は、裁定委員会の開催前であれば、当該申請を取り下げることができる。ただし、被申請人が反訴を行っている場合、当該反訴は被申請人が取り下げない限り維持されるものとする。

2 被申請人は、裁定委員会の開催前であれば、反訴を取り下げることができる。

3 前二項により申請又は反訴を取り下げた場合、申請人又は被申請人は、それぞれ、当該申請又は反訴の対象となる事案について同一の申請又は反訴を行うことはできない。

4 申請人又は被申請人が裁定委員会の開催の前に申請又は反訴を取り下げた場合、取り下げた申請又は反訴にかかる申請料は、それまでにかかった費用を精算した後、申請人又は被申請人に返金される。

（時効）

第17条 裁定委員会は、紛争の原因の発生から2年以上経過した事案については取り扱わないものとする。

（不服申立て）

第18条 本規則に基づき裁定委員会によって下された紛争解決にかかる決定に対し、当事者は、CASに対して不服申立を行うことができる。

2 前項の場合、当事者は、決定理由の通知日から21日以内（通知日を含む）にCASに提起しなければならない。

(手続の非公開)

第19条 紛争解決に関する裁定委員会の手続及び記録は非公開とする。

(言語)

第20条 紛争解決に関する裁定委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用する。

2 紛争解決に関する裁定委員会の手続において、外国語を使用する場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

(通信手段)

第21条 紛争解決に関する裁定委員会の手続における裁定委員会及び事務局からの当事者への連絡は、原則として、電子メールによるものとする。この場合、本協会又は本協会の加盟団体（フットボールエージェントの場合はFIFA）に登録されている電子メールアドレス又は申請書若しくは答弁書に記載された電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。

2 当事者から提出されるべき書類（申請書及び答弁書並びに各々の添付書類のすべて）は、電子メール（又はファイル転送システム等のその他の電子的手段を含む）によって提出されるものとし、事務局の別段の指定がない限り、その他の形式（郵送、手交又はFAX等）による提出は認められない。

(代理人)

第22条 紛争解決に関する手続において、弁護士又は裁定委員会が承認した者以外の者は当事者の代理人となることができない。

(その他)

第23条 その他手続に関して、本規則に定めのない事項は、裁定委員会の委員長が職権により決定する。

(改正)

第24条

本規則の改正は、理事会が行う。

[施行]

本規則は、2023年10月1日から施行する。

<別表1> 手続き費用（消費税等込み）

係争額	手続き費用
200万円未満の場合	22万円
200万円以上500万円未満の場合	33万円
500万円以上1千万円未満の場合	44万円
1千万円以上の場合	66万円

（参考資料1）申請書及び答弁書その他の書類提出先

【送付先】

公益財団法人日本サッカー協会 裁定委員会事務局

電子メールアドレス：jfa_saitei@jfa.or.jp

基本規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>基本規則</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第2条 次の団体及び個人は、定款、本規則、その他本協会が定める諸規程（以下、単に「本協会の規程」という）並びにFIFA、AFC及びEAFFの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）の仲裁関連のほか、本協会、FIFA、AFC及びEAFF並びにCASの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。</p> <p>（1）本協会に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県サッカー協会 ② 地域サッカー協会 ③ 各種の連盟 ④ 関連団体 ⑤ Jリーグ <p>（2）本協会に<u>登録する加盟する</u>チーム（準加盟チームを含む）</p> <p>（3）本協会に登録する以下の個人（以下、「選手等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 選手 ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者） ③ 審判員及び審判指導者 ④ 本協会、加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者 	<p>基本規則</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第2条 次の団体及び個人は、定款、本規則、その他本協会が定める諸規程（以下、単に「本協会の規程」という）並びにFIFA、AFC及びEAFFの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）の仲裁関連のほか、本協会、FIFA、AFC及びEAFF並びにCASの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。</p> <p>（1）本協会に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県サッカー協会 ② 地域サッカー協会 ③ 各種の連盟 ④ 関連団体 ⑤ Jリーグ <p>（2）本協会<u>の加盟</u>チーム（準加盟チームを含む）</p> <p>（3）本協会に登録する以下の個人（以下、「選手等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 選手 ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者） ③ 審判員及び審判指導者 ④ 本協会、加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者 	

(管轄権)

第7条 本協会は、サッカーに関連した国内的紛争事案（加盟団体、加盟チーム、選手等及びライセンスを付与された試合エージェント間に生じた紛争）に関する管轄権を有する。

(スポーツ仲裁裁判所 (CAS))

第9条 本協会は、加盟団体、加盟チーム、選手等、仲介人及びライセンスを付与された試合エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。

(改正)

(管轄権)

第7条 本協会は、サッカーに関連した国内的紛争事案（加盟団体、加盟チーム、選手等並びにライセンスを付与されたフットボールエージェント及び試合エージェント間に生じた紛争）に関する管轄権を有する。

(スポーツ仲裁裁判所 (CAS))

第9条 本協会は、加盟団体、加盟チーム、選手等並びにライセンスを付与されたフットボールエージェント及び試合エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。

(改正)

2023年9月21日 (2023年10月1日施行)

司法機関組織運営規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>司法機関組織運営規則</p> <p>第2節 規律委員会</p> <p>（規律委員会）</p> <p>第3条 規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関する違反行為、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則に関する違反行為並びに<u>仲介人に関する規則</u>に関する違反行為について調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>第5節 司法機関に関するその他の事項</p> <p>（裁定委員会に関する特別規定 <u>（裁定委員会による和解あっせん）</u>）</p> <p>第17条 裁定委員会は、第7条に定める所管事項に加え、<u>『和解あっせんに関する規則』に従い、和解をあっせんすることができる。</u></p>	<p>司法機関組織運営規則</p> <p>第2節 規律委員会</p> <p>（規律委員会）</p> <p>第3条 規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関する違反行為、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則に関する違反行為並びに<u>JFAフットボールエージェント規則</u>に関する違反行為について調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>第5節 司法機関に関するその他の事項</p> <p>（<u>規律委員会及び</u>裁定委員会に関する特別規定）</p> <p>第17条 規律委員会は、第3条に定める所管事項に加え、第2項に基づくJFAフットボールエージェント規則に従うフットボールエージェントに係る国内的紛争事案の解決に関する裁定委員会の決定について、遵守しない当事者に対し、調査、審議し、懲罰を決定することができる。</p> <p><u>2</u> 裁定委員会は、第7条に定める所管事項に加え、<u>和解あっせんに関する規則に従う和解のあっせん及びJFAフットボールエージェント規則に従うフットボールエージェントに係る国内的紛争事案の解決を行う</u>ことができる。</p>	

第6節 懲罰

(懲罰権)

第18条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人に対し、懲罰規程及びこれに付随する諸規程に従い、懲罰を科することができる。ただし、Jリーグにおける懲罰問題のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為については、Jリーグが懲罰権を有し、Jリーグ規約及びこれに付随する諸規定の定めるところにより懲罰を科すものとする。

2 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体、加盟チーム並びに登録している選手等及び仲介人については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科することができる。

[改正]

第6節 懲罰

(懲罰権)

第18条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びにJFAフットボールエージェント規則に定めるフットボールエージェントに対し、懲罰規程及びこれに付随する諸規程に従い、懲罰を科することができる。ただし、Jリーグにおける懲罰問題のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為については、Jリーグが懲罰権を有し、Jリーグ規約及びこれに付随する諸規定の定めるところにより懲罰を科すものとする。

2 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体、加盟チーム並びに登録している選手等及びJFAフットボールエージェントについては、その後本協会 (フットボールエージェントの場合はFIFA) を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科することができる。

[改正]

2023年9月21日 (2023年10月1日施行)

懲罰規程 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>懲罰規程</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第2条 〔対象者〕</p> <p>本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに<u>仲介人に関する規則に定める仲介人及びその所属する法人</u>とする。</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>4. <u>仲介人</u>に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 戒 告</p> <p>(2) 譴 責</p> <p>(3) 罰 金</p> <p>(4) 不正な利益の没収</p> <p>(5) 公的職務の停止・禁止</p> <p>(6) サッカー関連活動の停止・禁止</p> <p>(7) 除 名</p> <p>第9条 〔両罰規定〕</p> <p>1. 加盟団体又は加盟チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体又は加盟チームに過失が認められる場合</p>	<p>懲罰規程</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第2条 〔対象者〕</p> <p>本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに<u>JFAフットボールエージェント規則に定めるフットボールエージェント（同人が所属するエージェンシーを含む、以下同じ）</u>とする。</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>4. <u>フットボールエージェント</u>に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 戒 告</p> <p>(2) 譴 責</p> <p>(3) 罰 金</p> <p>(4) 不正な利益の没収</p> <p>(5) 公的職務の停止・禁止</p> <p>(6) サッカー関連活動の停止・禁止</p> <p>(7) 除 名</p> <p>第9条 〔両罰規定〕</p> <p>1. 加盟団体又は加盟チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体又は加盟チームに過失が認められる場合</p>	

には、当該団体又はチームに対しても懲罰を科すことができる。

2. 仲介人がその所属する団体の業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属する団体に過失が認められる場合には、当該団体に対しても懲罰を科すことができる。

第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続

第14条 〔所管事項〕

1. 競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより本協会の規律委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
2. 本協会が定める選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則に関する違反行為並びに仲介人に関する規則に関する違反行為に対する懲罰については、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
3. 前2項に定める違反行為及びドーピング禁止に関する違反行為を除く違反行為（以下、「競技及び競技会に関するもの以外の違反行為」という。）に対する懲罰については、第5節の定めるところにより本協会の裁定委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
4. 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに都道府県協会等の司法機関は、前3項に定める権限のうち調査に限り、自己の責任により当該機関の事務局又はその傘下の団体等に委任することができる。

第16条 〔本協会の規律委員会の手続の開始〕

本協会の規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

には、当該団体又はチームに対しても懲罰を科すことができる。

2. フットボールエージェントがその所属するエージェンシーの業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属するエージェンシーに過失が認められる場合には、当該エージェンシーに対しても懲罰を科すことができる。

第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続

第14条 〔所管事項〕

1. 競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより本協会の規律委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
2. 本協会が定める選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則に関する違反行為並びにJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為に対する懲罰については、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
3. 前2項に定める違反行為及びドーピング禁止に関する違反行為を除く違反行為（以下、「競技及び競技会に関するもの以外の違反行為」という。）に対する懲罰については、第5節の定めるところにより本協会の裁定委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
4. 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに都道府県協会等の司法機関は、前3項に定める権限のうち調査に限り、自己の責任により当該機関の事務局又はその傘下の団体等に委任することができる。

第16条 〔本協会の規律委員会の手続の開始〕

本協会の規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第1項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会が主催する公式競技会（名義主催の競技会は除く）において、審判報告書又はマッチコミッショナー報告書により、違反行為について報告された場合（ただし、第25条に基づき競技会に規律委員会が設置され、懲罰権が委任されている場合を除く）
- (3) 本協会が定める選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に関する規則に対する違反の疑いがある場合
- (4) 本協会の規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

第4節 選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に関する規則に関する違反行為

第32条 〔選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に関する規則に関する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に関する規則に関する違反行為については、第3条に定める都道府県協会等の司法機関への懲罰権の委任は適用されず、本協会規律委員会が直接かつ専属的に懲罰権を有するものとし、調査、審議し、懲罰を決定する。

第5節 競技及び競技会に関するもの以外の違反行為

第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会に関する違反行為並びに選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則及び仲介人に関する規則に関する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県協

- (1) 第3条及び第14条第1項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会が主催する公式競技会（名義主催の競技会は除く）において、審判報告書又はマッチコミッショナー報告書により、違反行為について報告された場合（ただし、第25条に基づき競技会に規律委員会が設置され、懲罰権が委任されている場合を除く）
- (3) 本協会が定める選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びにJFAフットボールエージェント規則に対する違反の疑いがある場合
- (4) 本協会の規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

第4節 選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びにJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為

第32条 〔選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びにJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びにJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為については、第3条に定める都道府県協会等の司法機関への懲罰権の委任は適用されず、本協会規律委員会が直接かつ専属的に懲罰権を有するものとし、調査、審議し、懲罰を決定する。

第5節 競技及び競技会に関するもの以外の違反行為

第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及びフットボールエージェントの違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会に関する違反行為並びに選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則及びJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の

会等の司法機関における懲罰] 所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。

第34条 [違反行為]

1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条の懲罰を科す。
 - (1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき
 - (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
 - (3) 本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
 - (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
 - (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
 - (6) 職務に関して不正な利益を収受し又は要求した場合、若しくは、これらを供与し、申込み、又は約束したとき
 - (7) 職務に関して脱税その他不正な経理を行ったとき
 - (8) 本協会又は加盟団体の財産の横領、窃取又は詐取行為をしたとき
2. 前項にかかわらず、指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』に従って懲罰を科すものとする。

[改正]

裁定委員会又は第3条〔都道府県協会等の司法機関における懲罰〕所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。

第34条 [違反行為]

1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及びフットボールエージェンツが次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条の懲罰を科す。
 - (1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき
 - (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
 - (3) 本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
 - (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
 - (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
 - (6) 職務に関して不正な利益を収受し又は要求した場合、若しくは、これらを供与し、申込み、又は約束したとき
 - (7) 職務に関して脱税その他不正な経理を行ったとき
 - (8) 本協会又は加盟団体の財産の横領、窃取又は詐取行為をしたとき
2. 前項にかかわらず、指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』に従って懲罰を科すものとする。

[改正]

2023年 9月21日（2023年10月 1日施行）

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第1章 登録</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第9条 〔<u>仲介人</u>等]</p> <p><u>仲介人</u>の活動及びその役務の利用については、別に定める「<u>日本サッカー協会 仲介人に関する規則</u>」に従うものとする。</p>	<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第1章 登録</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第9条 〔<u>フットボールエージェント</u>等]</p> <p><u>フットボールエージェント</u>の活動及びその役務の利用については、別に定める<u>JFAフットボールエージェント規則</u>に従うものとする。</p>	

フットサル選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>フットサル選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 登録</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第9条 <u>〔仲介人等〕</u></p> <p><u>仲介人</u>の活動及びその役務の利用については、別に定める「<u>日本サッカー協会 仲介人に関する規則</u>」に従うものとする。</p> <p>〔改正〕</p>	<p>フットサル選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 登録</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第9条 <u>〔フットボールエージェント等〕</u></p> <p><u>フットボールエージェント</u>の活動及びその役務の利用については、別に定める<u>JFAフットボールエージェント規則</u>に従うものとする。</p> <p>〔改正〕</p> <p style="text-align: center;"><u>2023年 9月21日（2023年10月1日施行）</u></p>	